



令和7年度 小型移動式クレーン運転技能講習 開催のご案内

就業制限業務

移動式クレーンの運転業務は、「一定の資格を有する者でなければ、その業務に就かせてはならない」と関係法令《労働安全衛生法 第61条、同法施行令 第20条》で定められています。

(一社)日本クレーン協会岐阜支部では岐阜労働局長の登録教習機関として、この資格を取得することができる『小型移動式クレーン運転技能講習』(つり上げ荷重 1t 以上 5t 未満の移動式クレーンが対象)を次の要領により開催しますので、この機会に受講されますようご案内申し上げます。

講習期日・会場

（定員 10名）

期日		会場	
1日目	学科	3月23日(月)	大垣市職業訓練センター
2日目	学科	3月24日(火)	
3日目	実技	3月25日(水)	岐阜クレーン教習所
			瑞穂市牛牧 671-1 ☎ 058-322-5820

※ 岐阜クレーン教習所のナビ設定：ロツ瑞穂牛牧北店 ☎058-326-6979 の東側

※ 受講人数が少人数の場合は、学科会場が変更になる場合もございます。

講習会費

（免除科目の詳細につきましては、申込書をご確認ください。）

	免除科目なし	免除あり(1科目)	免除あり(2科目)
1名につき	33,000円	32,000円	31,000円

※ クレーン協会岐阜支部会員の方は、講習会費のうち500円を補助いたします。

講習科目・時間

	時間	法定時間	休憩時間等	科目	
第1日目	8:30～17:05	6 時間	休憩時間 50 分	学 科	小型移動式クレーン等に関する知識
		1 時間	昼食時間 45 分		関係法令
第2日目	8:30～11:50	3 時間	休憩時間 20 分	学 科	小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識
	11:50～12:40	——	昼食時間 50 分		——
	12:40～16:10	3 時間	休憩時間 30 分	学 科	原動機及び電気に関する知識
	16:10～17:10	——	1 時間	——	学科試験
第3日目	8:30～16:35	1 時間	休憩時間 20 分	実 技	小型移動式クレーンの運転のための合図
		6 時間			小型移動式クレーンの運転(基本操作・質量の確認・荷のつり上げ・定められた経路による運搬・定位置への荷の降ろし)
		16:35～			実技試験

※ 都合により講習時間を一部変更する場合があります。

お申込みの方法

1 申込手続きをする (講習開始日の10日前までにお申込みください。)

- ・事前にお電話にて申込状況をご確認のうえお申込みください。
※ 定員になりましたら受付を締め切ります。
- ・申込書に必要事項をご記載のうえ、FAX後【必要書類】を添え郵送にてお送りいただくか、窓口へお持ちください。
- ・免除科目申請をする場合は、保有資格証のコピーを必ず添付してください。

【必要書類】

1. 証明写真 (30mm×24mm)

裏面に氏名を記入のうえ、申込書に貼り付けてください。

※ 無背景・無帽子・胸上で6ヶ月以内に撮影したもので、顔が明確に判別できるもの。(色眼鏡不可)

2. 資格証の写し(免除科目申請をされる方)

※免除申請者は免除科目時間退席可となります。受講票にて確認ください。

3. 申し込み内容の変更・取消しについて

- ・お申込み内容の変更は、1回限りとします。
- ・講習初日の3営業日前以降の取消しは、講習会費の払戻しは致しません。

2 講習会費の納入方法

*講習会費は、講習開催日の10日前までに、

一般社団法人日本クレーン協会岐阜支部の振込口座へ又は現金書留・現金入金をして下さい。

*一般社団法人大垣労働基準協会では、講習会費の取扱いをしておりません。

【振込口座】

岐阜信用金庫 穂積支店 (普通預金) 0282310

一般社団法人 日本クレーン協会岐阜支部

振込手数料は、振込者ご負担でお願いします。

3 受講票の確認

- ・申込書、必要書類を提出いただきましたら書類の確認後、受講票をお送りします。
- ・受講票に必要事項をご記入いただき講習日にご持参ください。

4 講習当日

- ・受講票の開催日時の10分前までに、受講票に記載された持ち物をご持参のうえお越しください。
- ・修了証は当日発行します。(受領確認のため、捺印をお願いしますので印鑑をご持参ください。)
- ・当支部発行の資格証(修了証)をお持ちの方は、ご持参いただき返納してください。

※ 遅刻の場合は受講できません。

主 催

一般社団法人

 **日本クレーン協会 岐阜支部**
岐阜クレーン教習所

〒 501-0234 岐阜県瑞穂市牛牧671-1
TEL 058-322-5820
FAX 058-322-5821
<http://crane-gifu.sakura.ne.jp>

受講申込書の送付先

一般社団法人

大垣労働基準協会

〒 503-0803 岐阜県大垣市小野4-35-10
(大垣市情報工房 4階)
TEL 0584-73-2272
FAX 0584-73-2257

【受付時間：9:00～16:30】 但し、土曜日・日曜日・祝祭日を除く

大垣 開催

講習受講申込書

確認

受講希望日	令和 年 月 日からの講習			 <p>写真 30mm×24mm 裏面中央に氏名明記 ※顔の周りに余白が必要です。 ※ご自身で印刷したものは不可です。</p>	
講習名 受講を希望する講習の欄にレをご記入ください。	●技能講習及び併合講習(玉掛け技能講習とクレーン運転特別教育)				
	<input type="checkbox"/> 玉掛け技能講習				
	<input type="checkbox"/> 併合講習(玉掛け技能講習とクレーン運転特別教育)				
	<input type="checkbox"/> 小型移動式クレーン運転技能講習				
学科会場: 大垣市職業訓練センター 実技会場: 日本クレーン協会岐阜支部					
ふりがな	生年月日			受講番号	
氏名	昭和 年 月 日 平成 年 月 日				
旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望 ※1 証明書が必要となります。	無・有	併記を希望する 旧姓又は通称			
現住所	〒□□□-□□□ (※外国籍の方は、在留カードのコピーを添付してください。)				
連絡先	固定	携帯			
事業場名 (会社名)				担当者 (部署) 氏名	
所在地	〒□□□-□□□				
連絡先	電話	FAX			
免除科目 ※2 資格証の写しを提出	●講習科目の一部免除申請(技能講習のみ) <input type="checkbox"/> 力学 <input type="checkbox"/> 合図 <input type="checkbox"/> 原動機及び電気 ●所有資格 <input type="checkbox"/> 玉掛け技能講習 <input type="checkbox"/> クレーン・デリック運転士免許 <input type="checkbox"/> 床上操作式クレーン運転技能講習 <input type="checkbox"/> 移動式クレーン運転士免許 <input type="checkbox"/> 小型移動式クレーン運転技能講習 <input type="checkbox"/> 車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習 <input type="checkbox"/> クレーン運転業務特別教育 <input type="checkbox"/> その他				
講習会費 テキスト代及び消費税を含む 内容をご確認のうえ、講習会費のお支払い方法をご記入ください。	講習名	免除なし	免除(1科目)	免除(2科目)	免除(3科目)
	玉掛け技能講習	<input type="checkbox"/> 26,000円	<input type="checkbox"/> 25,000円	<input type="checkbox"/> 24,000円	-
	併合講習(玉掛け技能とクレーン特別)	<input type="checkbox"/> 37,000円	<input type="checkbox"/> 36,000円	<input type="checkbox"/> 35,000円	-
	小型移動式クレーン運転技能講習	<input type="checkbox"/> 33,000円	<input type="checkbox"/> 32,000円	<input type="checkbox"/> 31,000円	<input type="checkbox"/> 30,000円
	※クレーン協会岐阜支部会員の方は、講習会費のうち500円(併合講習は1,000円)を補助いたします。				
	上記受講者の講習会費を下記のとおり支払います。 なお、講習初日の3営業日前以降の講習会費は払い戻しきれないと了承いたします。 記載事項に虚偽があった場合、受講後に法律に基づく処罰があつても異議を申し立て致しません。				
	令和 年 月 日				
	講習会費	円	お支払い方法	振込	月日予定

記入が終わりましたらFAXにて送信していただき、写真を貼付けて郵送してください。(窓口への提出も可能)

《注意事項》

- 旧姓又は通称の併記をご希望の方は、旧姓等が記載された住民票等の証明書が必要となります。(旧姓等が記載された自動車運転免許証、マイナンバーカードも可)
- 一部免除申請資格証明書類(免許証・修了証)のコピーを必ず添付してください。
- 必要事項をご記入いただきFAXを送信後、写真を貼付けて郵送してください。
- ご記入いただきました個人情報につきましては、当支部が責任を持って管理し講習の目的以外には使用しません。

また、ご本人の同意がない限り第三者には提供いたしません。ただし、法律に基づいた警察等の行政機関や司法機関からの要請があった場合を除きます。

郵送前に確認!!	✓
① FAX送信しました。	
② 写真を貼付けました。	
③ 免除科目の修了証の写しを同封しました。	

《事務局処理欄》

請求書

必要・不要

日本クレーン協会岐阜支部	
〒501-0234 岐阜県瑞穂市牛牧671番地1	
TEL: 058-322-5820 FAX: 058-322-5821	
http://crane-gifu.sakura.ne.jp	
(0701)	

申込書
送付先一般
社団法人

大垣労働基準協会

〒503-0803 岐阜県大垣市小野4丁目35-10

(大垣市情報工房4階)

TEL: 0584-73-2272 FAX: 0584-73-2257

https://www.ogakiroukikyo.com

一般
社団法人

免除科目一覧(技能講習のみ)		<ul style="list-style-type: none"> 免除申請された科目に応じて講習会費の一部を免除します。 講習名と所有資格を確認して、免除科目を選択してください。
玉掛け技能講習		免除科目
1.クレーン・デリック運転士免許取得者 2.移動式クレーン運転士免許取得者 3.床上操作式クレーン運転技能講習修了者 4.小型移動式クレーン運転技能講習修了者 5.（旧）クレーン運転士免許・デリック運転士免許取得者 ※ 平成18年3月以前に取得した者 6.揚貨装置運転士免許取得者 特別教育を必要とする業務のうち、揚貨装置、クレーン、移動式クレーン、デリックの業務を6ヶ月以上従事した経験を有する者 (合図免除申請書必要)		〈力学・合図〉 ・クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識 ・クレーン等の運転のための合図
7.揚貨装置運転士免許取得者 特別教育を必要とする業務のうち、揚貨装置、クレーン、移動式クレーン、デリックの業務を6ヶ月以上従事した経験を有する者 (合図免除申請書必要)		〈合図〉 ・クレーン等の運転のための合図
併合講習(玉掛け技能講習とクレーン運転業務特別教育)		免除科目
8.玉掛け技能講習に準ずる		〈力学・合図〉
9.玉掛け技能講習に準ずる		〈合図〉
床上操作式クレーン運転技能講習		免除科目
10.玉掛け技能講習修了者 11.移動式クレーン運転士免許取得者 12.小型移動式クレーン運転技能講習修了者 13.揚貨装置運転士免許取得者 14.（旧）デリック運転士免許取得者 ※ 平成18年3月以前に取得した者 特別教育を必要とする業務のうち、揚貨装置、クレーン、移動式クレーン・デリック、玉掛けの業務を6ヶ月以上従事した経験を有する者 (合図免除申請書必要)		〈力学・合図〉 ・床上操作式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 ・床上操作式クレーンの運転のための合図
15.揚貨装置運転士免許取得者 特別教育を必要とする業務のうち、揚貨装置、クレーン、移動式クレーン・デリック、玉掛けの業務を6ヶ月以上従事した経験を有する者 (合図免除申請書必要)		〈合図〉 ・床上操作式クレーンの運転のための合図
小型移動式クレーン運転技能講習		免除科目
16.クレーン・デリック運転士免許取得者 17.床上操作式クレーン運転技能講習修了者 18.玉掛け技能講習修了者 19.揚貨装置運転士免許取得者 20.（旧）クレーン運転士免許・デリック運転士免許取得者 ※ ※ 平成18年3月以前に取得した者 21.建設機械施工技術検定1級合格者で実地試験においてショベル系建設機械操作施工法もしくは、基礎工事用建設機械操作施工法を選択した者、又は2級の技術検定で第2種もしくは第6種の種類に合格した者 22.車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習修了者 特別教育を必要とする業務のうち、揚貨装置、クレーン、移動式クレーン、デリック、玉掛けの業務を6ヶ月以上従事した経験を有する者 (合図免除申請書必要)		〈力学・合図〉 ・小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 ・小型移動式クレーンの運転のための合図
23.建設機械施工技術検定2級合格者で実地試験においてショベル系建設機械操作施工法もしくは、基礎工事用建設機械操作施工法を選択した者、又は2級の技術検定で第2種もしくは第6種の種類に合格した者 24.車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習修了者 特別教育を必要とする業務のうち、揚貨装置、クレーン、移動式クレーン、デリック、玉掛けの業務を6ヶ月以上従事した経験を有する者 (合図免除申請書必要)		〈原動機及び電気〉 ・小型移動式クレーン運転技能講習に係る原動機及び電気に関する知識
高所作業車運転技能講習		免除科目
12H コース	1.移動式クレーン運転士免許取得者 2.小型移動式クレーン運転技能講習修了者	・原動機に関する知識 ・運転に必要な一般的な事項に関する知識
	3.建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条に規定する建設機械施工管理技術検定に合格した者 4.道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許若しくは大型特殊自動車免許又は同条第4項の大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許若しくは大型特殊自動車第二種免許を有する者 5.フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習、車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習、車両系建設機械(解体用)運転技能講習又は不整地運搬車運転技能講習を修了した者	・原動機に関する知識
14H コース	6.建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条に規定する建設機械施工管理技術検定に合格した者 7.道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許若しくは大型特殊自動車免許又は同条第4項の大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許若しくは大型特殊自動車第二種免許を有する者 8.フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習、車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習、車両系建設機械(解体用)運転技能講習又は不整地運搬車運転技能講習を修了した者	・原動機に関する知識

玉掛け技能講習、併合講習、床上操作式クレーン運転技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習の受講にあたり「クレーン等の運転のための合図」の免除を受けようとする場合、以下の合図免除申請書により6ヶ月以上当該業務に従事していることを証明してください。

合図免除申請書

技能講習の合図免除申請については、クレーン特別教育等の資格取得後、6ヶ月以上当該業務に従事していることの実務経験証明書（本書）が必要です。

この枠内に、修了証のコピーを貼付け、以下に署名捺印のうえ申込書とあわせて提出してください。

特別教育等の資格証のコピーを貼付けてください。

※特別教育修了者で〈合図〉免除申請をする場合に合図免除申請書にご記入ください。

上記、講習申込み者の「特別教育修了証」（写し）は、原本に相違ないことを証明します。

講習申込み者は当事業所でクレーン等の運転の業務に6ヶ月以上従事したことを証明します。

実務経験証明日：令和 年 月 日

所在地

会社名

(印)

事業者氏名

〈力学〉・〈合図〉・〈原動機 及び 電気〉の科目免除申請をする場合

当該資格証（運転士免許証、技能講習修了証等）の写しのみ添付のこと

《事務局処理欄》